

平成 22 年 11 月 1 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様  
(担当：環境局)

大阪市公正職務審査委員会  
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-38-7・8・9 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 22 年 8 月 20 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

なお、本件調査で判明した「おつり」「心付け」「さい銭」等については、これらを收受等した職員に対し、收受額等相当額の金員を大阪市に供出させ、雑収として歳入手続を取るなど、適切な措置を取られたい。

記

確認内容

環境局が、次のような再発防止措置等を行ったこと。

1 「心付け」事案の解明について

(1) 次のような調査を行ったこと。

- ① 現在、木津川事務所に勤務する職員及び平成 13 年 4 月以降に木津川事務所に勤務したことのある職員（退職後所在不明、病気療養中の計 2 名を除く。）に対して聞き取り調査を行ったこと。
- ② 平成 21 年 12 月、平成 22 年 6 月に木津川事務所で犬、ねこ等の処理を依頼した市民等（計 1,699 件 動物病院・ペットショップを含む）から、無作為に抽出した 358 件に対して聞き取り調査を行ったこと。
- ③ 職員が『「おつり」』『「心付け」』（以下、「おつり等」という。）を受け取ったことがある。」と証言した動物病院等への聞き取り調査を行ったこと。

(2) 調査の結果、次のように確認・判断したこと。

- ① 市民等から、平成 13～平成 21 年度に「おつり等」として受領した金額総額の上限は、木津川事務所全体で、各年度約 20 万～24 万円程度であると、環境局が判断したこと。
- ② 受領したお金は、収集担当職員については、個人のものにしていたが、工場担当職員は、個人のものにする場合もあるが、一旦保管場所（茶筒）に保管し、そこから清涼飲料水を購入するのに使っていたこと。
- ③ 平成 22 年 5 月 31 日に「斎場職員の心付けに関する処分」が公表されたのを見て、6 月初旬に木津川事務所職員が、動物病院等に、以降は「おつり等」を一切受け取らないことを説明に回っており、それ以降は、動物病院等から「おつり等」を受け取った者はいないこと。
- ④ 事務職員については、ペットの引き取りや処理手数料の受け取りをすることが基本的にないため、「おつり等」を受け取ったことはないこと。
- ⑤ 平成 22 年 6 月以降も、断りきれずに「おつり等」を市民から受け取ったと証言する者が 9 名いたこと。
- ⑥ 「おつり等」を渡していた原因・背景としては、市民等への聞き取り調査では、「社会慣習として、このような時に渡すものだと考えている」「担当職員は丁寧であり、こちらの気持ちとしておつりを受けてもらった」といった旨の証言が多数あったこと。

- ⑦ 職員側から「おつり等」を強要されたことや、受け取ったことに対する便宜供与等はなかったことが、職員の供述と市民、動物病院等からの聞き取りから確認できたこと。
- ⑧ 獣魂碑、袍衣塚の前に置かれた「さい銭」について、元所長が自分のお金を足して、1～2度供花を買ったことがあったと証言していること。また、別の職員からは、5年以上前までは、「さい銭」を回収、保管し、市民がお参りする際に使うための線香やろうそくを買っていたという証言もあったこと。
- ⑨ 「さい銭」については、(勧告において指摘された) 1名を除き、5年前頃に当時の所長から、「さい銭」には触らないよう注意を受けてからは、一切触っていないと証言していること。

## 2 管理監督体制の見直し等の再発防止策について

- (1) 環境局サービス指導会議の中に、局長をトップとして「木津川事務所事案再発防止委員会」を設置し、以下の再発防止策に取り組むこと。
  - ① 局長・事業部長・担当課長による木津川事務所の職場巡視を、当面は少なくとも月1回実施し、職員へのヒアリング等を通じて、業務実態を適切に把握する。
  - ② 環境局の課長代理級の職員が、当面、少なくとも2月に1回は、木津川事務所収集担当職員の車に同乗し、市民等への接遇の指導・確認を行い、業務遂行の適正性を確認する。
  - ③ 木津川事務所長は、部下職員の人事労務管理を徹底し、月に2回、定期的に業務の適正性の確認と管理監督状況を事業部業務担当課長に報告する。
- (2) 環境局内部監察チームで、随時に、事前告知なく木津川事務所を訪問し、業務査察を実施すること。
- (3) 木津川事務所全職員を対象に、改めてサービス研修を実施するとともに、本事案について環境局の全職員での情報共有を図ること。
- (4) 木津川事務所の全職員から、「『おつり等』を受領しないこと、万一受領した場合にいかなる処分も受ける」旨の誓約書をとること。
- (5) 獣魂碑、袍衣塚の前に「さい銭」が放置されないよう、1日3回確認を行い、置かれていた場合には、回収し、雑収として速やかに収納していること。
- (6) 職場風土の刷新のため、環境事業センターや焼却工場等、他の職域との人事異動の推進を図ること。
- (7) 「市民等対応マニュアル」を作成し、木津川事務所の全収集担当職員に対して、市民等が「おつり等」を渡そうとした際には、このマニュアルに基づいて対応するよう指示したこと。
- (8) 「本市職員への心付けは固くお断りします。」という文書を事務所入口に掲示し、市民への周知を図ったこと。
- (9) 「さい銭等は置かないでください。」という文書を獣魂碑、袍衣塚に掲示し、お参りに来られる市民への周知を図ったこと。
- (10) 袍衣汚物等収集業務の抜本的な見直しとして、平成23年度中の実施を目指し、環境事業センターの環境整備業務との一元化の検討を進めていること。

### (参考) 勧告の内容

- ① 木津川事務所等で判明した「心付け」事案について、関係職員等からのヒアリングをはじめ、徹底した調査を行い、原因、背景も含め、その全容を解明すること。
- ② 管理監督体制の見直し、事業所等への定期的な査察の実施、環境局職員の意識改革とサービス規律の徹底など、具体的かつ有効な再発防止策を策定し、実施すること。